❷ 当番弁護士制度の現状

被疑者国選弁護制度が導入された後も、国選弁護人が選任されるのは勾留決定後に限られ、2018年5月31日までは、勾留決定後も国選弁護人が選任される対象事件は限定されていた。そのため、当番弁護士制度は、まだ勾留決定されていない被疑者や被疑者国選弁護制度対象外事件の被疑者が弁護士にアクセスするための重要な役割を果たしている（2016年5月に刑事訴訟法が改正され、2018年6月1日、被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全件に拡大された。）。

次の表は、当番弁護士制度の運用状況についてまとめたものである。

受任件数とは、被疑者又は被告人に接見した当番弁護士が、その後事件を受任した件数である。刑事被疑者弁護援助件数とは、被疑者が弁護費用を支払うことが困難な事件について、刑事被疑者弁護援助制度を利用して、弁護費用の援助を受けた件数である。少年保護事件付添援助件数とは、少年保護事件を付添人として受任し、少年保護事件付添援助制度を利用して、付添費用の援助を受けた件数である。なお、両援助制度とも、多くは当番弁護士から受任した事件である。

資料2-1-1-3　当番弁護士等の運用状況

年	当番弁護士登録数		当番弁護士受付件数		当番弁護士から受任した件数		
	登録数（人）	登録率	件数（件）	増加率	件数（件）	増加率	受任率
2011	12,356	41%	37,952	0%	14,901	14%	42%
2012	13,843	43%	43,674	15%	18,179	22%	45%
2013	14,447	43%	45,803	5%	20,310	12%	49%
2014	16,590	47%	48,210	5%	21,554	6%	48%
2015	16,840	46%	50,705	5%	22,858	6%	49%
2016	17,744	47%	51,370	1%	25,382	11%	53%
2017	18,266	45%	52,980	3%	24,363	－4%	50%
2018	17,214	43%	47,264	－11%	21,636	－11%	50%

年	刑事被疑者弁護援助件数		少年保護事件付添援助件数		勾留請求件数	
	件数（件）	増加率	件数（件）	増加率	件数（件）	増加率
2011	6,565	23%	8,013	10%	111,699	－4%
2012	8,503	30%	8,104	1%	113,617	2%
2013	10,059	18%	7,781	－4%	111,476	－2%
2014	11,182	11%	4,887	－37%	109,258	－2%
2015	11,716	5%	3,423	－30%	109,845	1%
2016	12,455	6%	2,681	－22%	105,669	－4%
2017	12,613	1%	2,012	－25%	101,258	－4%
2018	6,446	－49%	1,591	－21%	99,967	－1%

【注】1. 当番弁護士関係は、暦年（各年の1月1日～12月31日）を基準。ただし、当番弁護士登録数及び登録率は当該年の2月1日現在。
2. 受任率は、取消・不明・未集約の不確定部分を除外した受付事件数に対する割合である。
3. 刑事被疑者弁護援助件数と少年保護事件付添援助件数は、日本司法支援センターにおける各終結件数である。
4. 勾留請求件数は、各年の『検察統計年報』「最高検、高検及び地検管内別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員－自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－」の「逮捕後の措置」の「勾留許可」と「勾留却下」の件数を合算した数値である。
5. 小数点以下は四捨五入している。

次の表は、各弁護士会における当番弁護士制度の運営状況を一覧にまとめたものである。

資料2-1-1-4　当番弁護士制度全国一覧表

		実施時期	平日形態	休日		当番弁護士登録状況（2019.2.1）			受任義務	委員会派遣制度 日付は実施日	
				形態	運営	登録数（人）	登録割合	弁護士数（人）			
道弁連	札　幌	1991/04/01	名・待	名・待	a	511	63.2%	809	有	有	1993/03/23
	函　館	1992/04/01	待	待	b	31	57.4%	54	―	有	1999/01/01
	旭　川	1992/04/01	待	待	bc	64	88.9%	72	―	―	
	釧　路	1992/10/01	名	待	b	51	63.0%	81	―	有	1996/08/01
東北弁連	仙　台	1992/05/18	待	待	d	283	61.8%	458	有	有	1995/02/01
	福島県	1992/04/01	待	待	d	166	82.2%	202	―	有	1999/04/01
	山形県	1992/04/01	＊待	＊待	b d	83	84.7%	98	有	有	1999/04/01
	岩　手	1992/06/01	名	待	b	85	81.0%	105	―	有	1999/04/01
	秋　田	1991/06/01	待	待	b	55	70.5%	78	―	有	1999/04/01
	青森県	1992/07/01	待	待	d	64	56.1%	114	有	有	1999/10/01
関弁連	東　京	1991/06/01	待	待	a	3,032	35.7%	8,497	有	有	1994/01/15
	第一東京	1991/10/01	待	待	a	1,027	18.7%	5,479	有	有	1994/01/15
	第二東京	1991/06/01	待	待	a	939	16.8%	5,600	有	有	1994/01/15
	神奈川県	1991/05/15	待	待	a d	972	58.6%	1,660	有	有	1998/12/01
	埼　玉	1992/01/06	待	待	b	312	35.4%	881	―	有	1992/01/06
	千葉県	1992/04/01	名・待	名・待	d	379	46.4%	816	有	有	1999/04/01
	茨城県	1992/02/01	＊待	待	b	176	61.1%	288	―	有	2001/02/16
	栃木県	1991/09/01	待	待	b	170	74.9%	227	―	―	
	群　馬	1992/08/01	待	待	b	180	61.6%	292	―	有	2000/05/20
	静岡県	1991/07/01	待	待	b	318	64.2%	495	有	有	1994/04/01
	山梨県	1992/05/11	待	待	a	72	56.7%	127	―	有	1999/03/01
	長野県	1992/04/01	待	待	d	186	74.1%	251	―	有	2006/10/02
	新潟県	1991/11/20	待	待	b	168	58.3%	288	有	有	1996/02/06
中部弁連	愛知県	1991/04/01	待	待	a	1,205	60.0%	2,008	―	有	2000/10/01
	三　重	1992/10/01	待	待	b	129	68.3%	189	―	有	2016/03/17
	岐阜県	1991/05/01	待	待	d	148	72.2%	205	有	有	1998/04/01
	福　井	1992/10/01	待	待	e	75	66.4%	113	―	有	1999/01/24
	金　沢	1992/07/06	待	待	b	111	64.2%	173	有	有	1999/09/01
	富山県	1992/04/01	待	待	b	155	126.0%	123	有	―	
近弁連	大　阪	1992/03/01	待	待	d	2,019	43.4%	4,656	有	有	1993/02/01
	京　都	1992/03/01	待	待	＊a d	487	61.6%	791	―	有	1993/09/01
	兵庫県	1992/01/06	＊待	待	b d	483	50.3%	961	有	有	1998/02/20
	奈　良	1990/11/01	待	待	b	104	58.4%	178	有	有	1994/07/01
	滋　賀	1992/07/01	待	待	b	142	94.7%	150	―	有	2010/04/01
	和歌山	1991/04/01	＊待	＊待	b	108	74.0%	146	―	有	1998/10/04
中国弁連	広　島	1991/04/01	＊待	待	a b	362	61.0%	593	―	有	1993/09/01
	山口県	1992/04/01	名	待	b	117	65.7%	178	―	有	2012/04/12
	岡　山	1991/02/01	＊待	待	b	169	41.3%	409	―	有	1999/04/01
	鳥取県	1991/12/01	名	待	b	61	92.4%	66	―	―	
	島根県	1992/03/13	＊名	名	＊c b	62	72.1%	86	有	有	2018/11/06
四国弁連	香川県	1992/03/10	名	待	b	78	44.1%	177	―	有	1999/04/01
	徳　島	1992/01/07	待	待	b	72	77.4%	93	―	有	1999/12/17
	高　知	1992/07/01	待	待	b	42	46.2%	91	―	―	
	愛　媛	1992/02/01	名	待	b	133	80.1%	166	―	有	2000/04/01
九弁連	福岡県	1990/12/01	待	待	a d	847	64.1%	1,322	有	有	1990/12/01
	佐賀県	1992/01/06	待	待	b d	79	73.8%	107	―	有	1998/11/01
	長崎県	1992/04/01	待	待	b d	94	58.0%	162	有	有	1999/09/01
	大分県	1990/09/14	名	待	b	119	75.8%	157	―	有	1998/04/01
	熊本県	1991/03/11	待	待	e	136	48.4%	281	―	有	1999/04/01
	鹿児島県	1991/05/01	待	待	b	82	38.3%	214	―	有	1998/03/24
	宮崎県	1992/04/01	待	待	a	120	87.6%	137	有	有	1997/04/01
	沖　縄	1991/10/15	待	待	b	108	40.3%	268	―	有	1996/04/26
合　計			待　44 名　10	待　51 名　3		17,171	41.7%	41,172	有　21 無　31	有　47 無　5	

【注】1．平日形態：基本的に本部の形態を指す。札幌は待機制と名簿制の併用。山形県は４支部につき名簿制。千葉県は一部警察署（６か所）について名簿制。その他の警察署は待機制。茨城県は下妻支部につき名簿制。兵庫県は播磨ブロック（姫路・龍野・社）につき名簿制。和歌山は田辺・新宮支部につき名簿制。広島は尾道地区・三次地区につき名簿制。岡山は県北（津山、新見、美作等）では別に名簿を作成して運用。島根県は松江地裁、出雲支部管内及び浜田支部管内につき待機制。

2．休日形態：基本的に本部の形態を指す。札幌は待機制と名簿制の併用。千葉県は一部警察署（６か所）について名簿制。その他の警察署は待機制。和歌山は田辺・新宮支部につき待機制。

3．休日運営：ａ連絡担当者が受け付けて、出動弁護士に出動を要請、ｂ留守番電話で受け付けて、出動弁護士が録音を聞いて出動、ｃ留守番電話による受付のみを行い、出動は平日、ｄ留守番電話で受け付けて、録音を聞いた連絡担当者から出動弁護士に出動を要請、ｅ当番専用携帯電話を担当弁護士が持ち回りし、出動。「＊」印は、日によって異なる（土・日・祝・年末年始・連休でそれぞれ取扱いが異なる）場合等。旭川は、旭川市内の２か所の警察署については運用ｂとする。

4．当番弁護士登録数及び弁護士数は、2019年２月１日現在。左記以外の情報は、同年４月１日現在。